

令和3年7月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度7月総会を日置市東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第18号 農地法第3条許可申請書審議について	(11件)
議案第19号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(3件)
議案第20号 農地法第5条許可申請書審議について	(12件)
議案第21号 非農地証明願出書について	(1件)
議案第22号 荒廃農地に係る非農地判断審議	(1件)
議案第23号 農用地利用集積計画審議について	(49件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男
27番 中玉利 一朗	28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広
30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志	32番 田中 宏和
33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

22番 松崎 秀樹

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度7月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、10番楠真憲委員と11番東芳男委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第18号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
まず、議事参与制限の案件を先に審議します。
東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。
事務局 資料2頁の番号11と番号12をご覧ください。いずれも、東芳男委員が関係する案件です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は130,450㎡、作物は甘藷です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は130,084㎡、作物は甘藷です。
以上、計2件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

19番 議案第18号の番号11について報告いたします。

令和3年7月18日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第18号の番号12について報告いたします。

令和3年7月18日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第18号の東委員が関係する番号11、番号12の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

[質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第18号の東委員が関係する番号11、番号12の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第18号の東委員が関係する番号11、番号12の案件について、許可することに決定しました。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 〔着席〕

会長 次に、議案第18号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず総会資料の訂正をお願いいたします。

資料2頁の番号9です。こちらの申請につきまして、令和3年7月26日付で取下げ願いの提出があったため、総会資料からの削除をお願いいたします。

それでは説明に入ります。資料の1頁から15頁をご覧ください。9件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,974㎡、作物は野菜及び水稲です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,175㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,866㎡、作物は水稲です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は24,177㎡、作物は果樹です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,193㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,346㎡、作物は野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,010㎡、作物は果樹です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は726㎡、作物は水稲です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,833㎡、作物は水稲です。

以上、計9件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

24番 議案第18号の番号1について報告いたします。

令和3年7月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地と重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第18号の番号2について報告いたします。

令和3年7月19日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 6番 議案第18号の番号3について報告いたします。
令和3年7月16日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 6番 議案第18号の番号4について報告いたします。
令和3年7月16日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は重機等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 7番 議案第18号の番号5について報告いたします。
令和3年7月21日、私と副の迫委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 7番 議案第18号の番号6について報告いたします。
令和3年7月21日、私と副の迫委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 7番 議案第18号の番号7について報告いたします。
令和3年7月21日、私と副の迫委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 8番 議案第18号の番号8について報告いたします。
令和3年7月19日、私と副の今村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 9番 議案第18号の番号10について報告いたします。
令和3年7月19日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございます。議案第18号の議事参与制限以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
〔質問・意見等なし〕
- 会長 質疑等ございませんので、議案第18号の議事参与制限以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
〔賛成多数〕
- 会長 賛成多数です。議案第18号の議事参与制限以外の案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第3、議案第19号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。
なお、日程第4、議案第20号「農地法第5条許可申請書審議」の番号3、番号9、番号12が、それぞれ関連しますので、合せて審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の16頁をご覧ください。
番号1は、21頁の議案第20号の番号3と、番号2は22頁の議案第20号の番号9と、番号3は議案第20号の番号12とそれぞれ関連がありますので、一括して説明いたします。
番号1は、「平成10年4月27日付指令農振第5号163」で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。
変更理由について、当初計画者は、申請地に自己所有の一般住宅を建設予定であったが、その後、離婚し、また再婚され、再婚後の妻の両親の介護のため、妻の両親の実家である市町村に現在移住しております。今回、事業承継者は、当初計画者の子であります。当初計画者が父親であり、最初の結婚をされた際の子どもであります。今回、県外から鹿児島へ転勤になることが決まったため、申請地に事業承継者の住宅を建築することになり、事業計画変更するものであります。
番号2は、「令和元年11月28日付指令日農委第5号55」で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。
変更理由について、当初計画者は、申請地に太陽光発電施設を設置予定でありましたが、新型コロナウイルスの関係で資材の納入が見通せず、資材の在庫のある事業承継者に事業継承することになった

たため、事業計画変更するものであります。

番号3は、「令和2年7月6日付指令日農委第5号31」で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初計画者は、3筆1,511㎡で貸駐車場を整備予定でありましたが、隣接地の69番4について、今回相続の手続きが完了し、1筆追加し、計4筆3,839㎡にて貸駐車場を整備するため、事業計画変更するものであります。なお、農用地区域からの除外については、令和3年5月17日付で決定しております。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長
2番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第19号の番号1と議案第20号の番号3については、一括して報告いたします。

令和3年7月17日、私と副の佐藤委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第19号の番号2と議案第20号の番号9については、一括して報告いたします。

令和3年7月19日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第19号の番号3と議案第20号の番号12については、一括して報告いたします。

令和3年7月19日、私と副の山口委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地改良事業施工の農地であるが、申請地周辺の業務上必要な施設で、集落に接続して貸駐車場を設置するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。全ての案件について、承認相当と許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ありませんか。

10番 議案書の備考欄に転用許可日が記載してあります。番号1の案件は許可日からかなりの年数が経過しています。転用許可の要件で、許可後、遅滞なく転用を行う見込みの有無がありますが、この遅滞なくとは、どのくらいの期間を指しているのですか。

事務局 遅滞なくとは、おおむね1年を想定しています。番号1の案件は、許可後に申請人の婚姻関係と転出等の理由がありますので、今回変更申請と新たな5条転用申請となったものです。

10番 1年の内に着工できないとなった場合は、どうすればいいのですか。

事務局 許可指令書発行時に事業進捗状況の報告を求めていますので、その旨の報告をお願いしています。

会長 10番委員、よろしいですか。他に御質疑等ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第19号の番号1と関連する議案第20号の番号3、議案第19号の番号2と関連する議案第20号の番号9、議案第19号の番号3と関連する議案第20号の番号12について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第19号の番号1と関連する議案第20号の番号3、議案第19号の番号2と関連する議案第20号の番号9、議案第19号の番号3と関連する議案第20号の番号12について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第20号「農地法第5条許可申請書審議」の番号3、番号9、番号12以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明に入ります。

資料の21頁をご覧ください。番号3、22頁の番号9及び番号12を除く9件について説明いたします。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、牛舎、権利種別は賃借権設定です。

番号5の転用目的は、通路、権利種別は使用貸借権設定です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号10の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号11の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号2は、東市来町湯之元地区の土地区画整理時事業施行区域内であり、仮換地等による実測面積は160㎡であります。

番号10については、隣接地の宅地(368.5㎡)も同時購入し、一体利用面積は721.5㎡であります。

番号11については、平成30年6月頃に転用済みであるため始末書がついており、追認で許可を受けようとするものです。なお、農用地区域からの除外についても、令和3年6月29日付けで決定しております。

以上、番号3、番号9、番号12を除く計9件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 24番 議案第20号の番号1について報告いたします。
令和3年7月20日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 2番 議案第20号の番号2について報告いたします。
令和3年7月17日、私と副の佐藤委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 5番 議案第20号の番号4について報告いたします。
令和3年7月21日、私と副の馬場五男委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 8番 議案第20号の番号5について報告いたします。
令和3年7月24日、私と副の今村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第20号の番号6について報告いたします。

令和3年7月20日、私と副の地頭所委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所吹上支所から約180mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第20号の番号7について報告いたします。

令和3年7月19日、私と副の末永委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第20号の番号8について報告いたします。

令和3年7月19日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第20号の番号10について報告いたします。

令和3年7月19日、私と副の藤崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第20号の番号11について報告いたします。

令和3年7月20日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第20号の番号3、番号9、番号12以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第20号の番号3、番号9、番号12以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第20号の番号3、番号9、番号12以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第21号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の35頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した雑種地です。

以上、計1件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

6番 議案第21号の番号1について報告いたします。

令和3年7月16日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、5号雑種地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第21号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

5番 航空写真では、敷地が白くコンクリート舗装してあるように見えるのですが、雑種地とするのであれば、非農地証明ではなく農地転用が適当だと思います。

6番 申請人はコンクリート製品の製造であり、白く見えるところはコンクリート舗装はされておらず、

資材置場での利用です。

事務局 転用申請であれば、資材置場での転用となると思います。ただ、農地性を喪失して20年以上経過していることを確認できましたので、今回は非農地証明願出としました。

会長 5番委員、よろしいですか。他に御質疑等ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第21号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第22号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の37頁をご覧ください。

申出分で、田はなし、畑は1筆2,116㎡、計1筆2,116㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第22号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第22号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第23号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。
はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

23番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、下池健悟委員が関係する案件です。

40頁の番号5、41頁の番号6です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は1,165㎡、計1,165㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の下池委員が関係する番号5、番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の下池委員が関係する番号5、番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

23番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 44頁の番号21、47頁の番号30です。貸借です。
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田は2,781㎡、畑はなし、計2,781㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の横山委員が関係する番号21、番号30の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の横山委員が関係する番号21、番号30の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、春成 勝美委員と東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番、19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の番号31です。貸借です。
この案件の春成委員につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限しております。
面積について、田はなし、畑は508㎡、計508㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の春成委員と東委員が関係する番号31の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の春成委員と東委員が関係する番号31の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 春成委員に着席の連絡をしてください。
東委員は退席のまま、引き続き、東委員が関係する案件を審議します。

19番 [着席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の番号33、49頁の番号40です。貸借です。
この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田はなし、畑は2,460㎡、計2,460㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の東委員が関係する番号33、番号40の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の東委員が関係する番号33、番号40の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁から50頁の間にある番号35、番号36、番号44です。貸借です。

この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は2,725㎡、計2,725㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は3件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の春成委員が関係する番号35、番号36、番号44の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の春成委員が関係する番号35、番号36、番号44の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、日高格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 51頁の番号4です。貸借です。

この案件につきましては、日高委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は1,035㎡、計1,035㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の日高委員が関係する農地中間管理事業の番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の日高委員が関係する農地中間管理事業の番号4の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

日高委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 議案第23号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の39頁です。売買です。

面積について、田はなし、畑は4,743㎡、計4,743㎡、利用権設定件数は2件です。

次に、利用権設定分です。資料の40頁から50頁です。貸借です。

面積について、田は22,188㎡、畑は23,268㎡、計45,456㎡、うち再設定面積は9,730㎡、利用権設定件数は33件、うち再設定件数は5件です。

最後に、農地中間管理機構分です。

資料の51頁です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は3,522㎡、計3,522㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は3件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第23号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和3年度7月総会を閉会します。

(閉会 10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

10番

11番